

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会	
○福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程	五三
○福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程	五四
○政治資金規正法第十九条の十六の規定に基づく少額領収書の写しの開示に関する規程	五五

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十二年十月五日

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の二」を「第四条の三」に、「第八条」を「第八条の二」に、「第九節 削除」を「第九節 政見放送及び経歴放送(第三十三条 第五十五条)」に改め、「第九十四条」の下に「第九十四条の二」を加える。
第一章中第四条の二の次に次の一条を加える。

(選挙長等の事務を取り扱う場所)

第四条の三 県委員会は、選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務を取り扱う場所を定めたときは、これを告示するものとする。

第八条第六項中「公表する」を「速やかにその旨を告示する」に改め、第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。

(同時選挙における投票の順序)

第八条の二 県委員会は、法第百二十二条の規定により同時に選挙を行う場合における

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

投票の順序を定めたときは、これを告示するものとする。
第九条に次の一項を加える。

3 県委員会は、第一項の届出を受理する場所を定めたときは、これを告示するものとする。

第二章第九節を次のように改める。

第九節 政見放送及び経歴放送

(政見放送及び経歴放送の順序の決定のくじ)

第三十三条 県委員会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を、参議院選挙区選出議員又は知事の選挙にあつては当該選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めたときは、これらを告示するものとする。

第三十四条から第五十五条まで 削除

第五十六条の見出しを「(個人演説会等の施設指定の報告等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 市町村委員会は、法第百六十一条第一項第三号の施設指定を取り消したときは、直ちに県委員会に第十九号様式の二に準じて作成した文書で報告しなければならない。

3 前項の報告があつたときは、県委員会は、その旨を告示するものとする。

第七十二条を次のように改める。

(選挙公報の掲載の順序の決定のくじ)

第七十二条 県委員会は、法第百六十九条第五項の衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員若しくは県知事の選挙又は選挙公報条例第四条第二項の県議会議員の選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めたときは、これらを告示するものとする。

第八十九条に次の一項を加える。

4 県委員会は、第一項の届出を受理する場所を定めたときは、これを告示するものとする。

第二章第十四節第三款中第九十四条の次に次の一条を加える。

(報酬を支給できる者の届出)

第九十四条の二 県委員会は、法第百九十七条の二第五項の規定による報酬を支給できる者の届出を受理する場所を定めたときは、これを告示するものとする。

第十九号様式の次に次の一様式を加える。

第19号様式の2 (第56条、第108条、第109条関係)

個人演説会等施設指定取消報告書

取消年月日	指定施設の所在地	指定施設の名称	指定施設の者
-------	----------	---------	--------

公職選挙法第161条第1項第3号の規定による上記の施設の指定を取り消したので報告します。

年 月 日

福島県選挙管理委員会委員長

〇〇市（町村）選挙管理委員会委員長 印

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成六年福島県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

様式第一号その一中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

3 燃料の供給を受ける

様式第二号その一中

選挙運動用自動車の自動車登録番号

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

を

「又は車両番号」を加える。

「又は車両番号」を加える。

様式第三号その一中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第四号その一中

車種及び自動車登録番号

運送等年月日

運送等金額

備 考

を

車種及び自動車登録番号又は車両番号

運送等年月日

運送等金額

密

備 考

に改め、同様式その二中

燃料供給年月日

燃料の供給を受ける選挙運動用自動車登録番号

--	--

けた車の							
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号						

に改め、同様式その二備考1

中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その二備考2及びその中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第七号その二備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その二（別紙）を

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額
-------	---------------------------	---------	----------	------

燃料の供給を受けた

備考	販売年月日	選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(A)	基準限度額(B)	請求金額
----	-------	------------------------	---------	----------	------

備考	備考	に改め、同様式その一（別紙）その二の(2)備考3及び4中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。
----	----	---

この規程は、公布の日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法第十九条の十六の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程を次のように定める。

平成二十二年十月五日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

政治資金規正法第十九条の十六の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程（趣旨）

第一条 この規程は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六の規定に基づき、少額領収書等の写し（同条第二項本文に規定する「少額領収書等の写し」をいう。次条において同じ。）の開示に必要事項を定めるものとする。（費用負担等）

第二条 政治資金規正法第十九条の十六第十五項の規定により少額領収書等の写しの交付を受ける者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の当該少額領収書等の写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

区 分	金 額
一 複写機による少額領収書等の写しの交付 ア 複写機（乾式間接静電式のものに限る、カラー複写機を除く。）による少額領収書等の写しの交付（日本工業規格A列四番以下の大きさの用	一枚につき一〇円

<p>紙によるものに限る。） イ カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による少額領収書等の写しの交付（日本工業規格A列四番以下の大きさの用紙によるものに限る。）</p>	<p>一枚につき三〇円</p>
<p>二 一の項に規定する方法以外の方法による少額領収書等の写しの交付</p>	<p>当該少額領収書等の写しの作成に要する費用</p>
<p>三 少額領収書等の写しの送付に要する費用</p>	<p>当該少額領収書等の写しの送付に要する費用に相当する額</p>

2 前項に規定する費用は、前納とする。

附 則

この規程は、平成二十二年十一月一日から施行する。